

静岡市立幼稚園・保育所移行方針

1 本市の子どもの状況

(1) 人口と就学前児童数の状況

本市の人口については、旧由比町との合併(平成20年11月)により一時増加しましたが、年々減少傾向にあります。また、これに伴い、就学前児童数についても、平成24年度に一時的に増加したものの、全体として減少傾向にあります。

(2) 幼稚園の状況

幼稚園については、3歳以上の児童(園により満3歳到達児童を含む。)を対象として、幼児期の学校教育を行う施設であり、市内には、1の国立幼稚園、14の市立幼稚園、53の私立幼稚園があります。

市内の幼稚園児の数は、平成25年5月1日現在で9,726人で、そのうち9割以上は私立幼稚園に通園していますが、近年、公立・私立とも園児数は減少傾向で、定員に対する入所率は6~7割となっています。

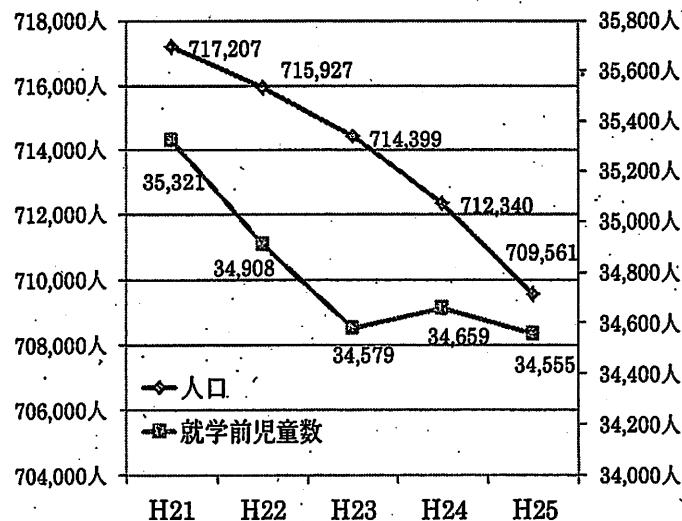
(3) 保育所の状況

一方、保育所については、保護者の就労等により保育に欠ける0歳から5歳までの児童を対象としており、市内には、47の市立保育所と59の私立保育所があります。

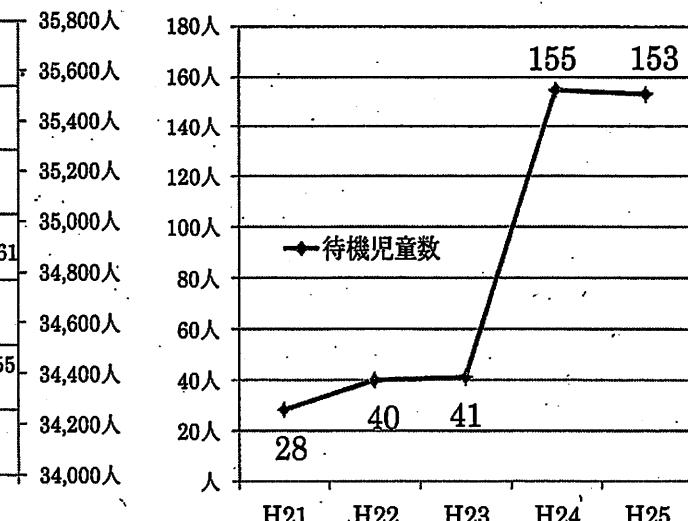
市内の保育所の入所児童数は、平成25年4月1日現在で11,156人で、年々増加傾向にあり、希望しても入所できない待機児童が数多く生じています。

これを解消するため、市では、平成25年3月に「静岡市保育計画」を、平成25年8月には「待機児童解消加速化計画」を策定し、認可保育所の整備や待機児童園の各区への設置などの施策を掲げ、待機児童の早期解消を目指しているところです。

(参考1) 人口と就学前児童数



(参考2) 各年度4月1日の待機児童数



2 子ども・子育て支援新制度と本市の取り組み

(1) 新制度導入の背景

出生率低迷による急速な少子化の進行や、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育て関連施策の質・量両面の不足、子育ての孤立感・負担感の増大、深刻な待機児童問題など、さまざまな問題の解決を目指し、平成27年4月から、子どもと子育て家庭を社会全体で支援する「子ども・子育て支援新制度」が導入される予定です。

新制度は、消費税増税などにより恒久財源を確保し、子どもや子育てに対する支援を質・量ともに充実させようとするもので、具体的には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育事業等への給付を創設するとともに、認定こども園制度を改善して幼保一体化を促進し、質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供と地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図るものとされています。

特に、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供については、これまで、親の就労状況等により子どもが幼稚園か保育所に振り分けられてきたことや、利用者負担をはじめ公的補助の仕組みが異なること、また、幼稚園に相当の空きがある一方で保育所は待機児童が出ているといった、利用者目線の疑問を解消しようというねらいがあります。新制度は、幼保一体化を促進することで、利用者のニーズに即した教育・保育の提供を実現し、それにより待機児童の解消も図ろうとするものです。

子育てをめぐる課題

親の就労状況等により幼稚園か保育所で子どもが通える施設が限られる

保育所に入りたくても入れない待機児童の存在
山間地の子どもの減少

核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などによる子育ての孤立感・負担感の増大

1

質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供

- 幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及の推進
 - ・認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる。
 - ・保護者の就労状況が変化しても、継続して利用できる。
 - ・認定こども園に通っていない子どもの家庭も子育て支援を受けることができる。

2

保育の受け入れ人数の増加、地域の保育を確保

- 待機児童の解消のため、認定こども園や保育所などの整備
 - ・地域のニーズを踏まえ、認定こども園や保育所などを計画的に整備する。
- 少人数の子どもを預かる保育などに対する財政支援
 - ・地域の実情により、少人数の子どもを預かる小規模保育など多様な保育を充実する。

3

地域の子ども・子育て支援の充実

- 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実
【子育て支援の充実の例】
 - ・子育ての相談や親子が交流できる子育て支援拠点の数を増やす。
 - ・一時的に保育が必要となった児童を預かる一時預かりを行う施設を増やす。

(2) 新制度に向けた本市の施策方針

こうした新制度の趣旨を踏まえ、本市の新制度に向けた施策方針は次のとおりです。

○ 「静岡方式」の待機児童対策をパワーアップ

認可保育所や小規模保育事業等を整備して保育定員を増やしつつ、緊急性の高い児童については待機児童園を整備して受け入れる、「静岡方式」の待機児童対策に取り組みます。

○ 既存の幼稚園、保育所の新制度移行を積極的に推進

私立園と市立園がともに積極的に新制度へ移行することで、子どもたちに質の高い教育・保育を総合的に提供できる環境整備を推進します。

- 私立園については、各園に独自の幼児教育・保育に対する考え方があり、利用者や施設の状況も異なるため、一律に方向づけを行うことはしませんが、認定こども園への移行を希望する園に対しては、基本的にはこれを認め、施設整備などできる限り支援を行っていきます。
- 市立園については、保護者の就労状況にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児期の学校教育と保育を提供するという、新制度の趣旨を体現した利用者ニーズに応えられる施設をめざします。

3 市立幼稚園・保育所のあり方

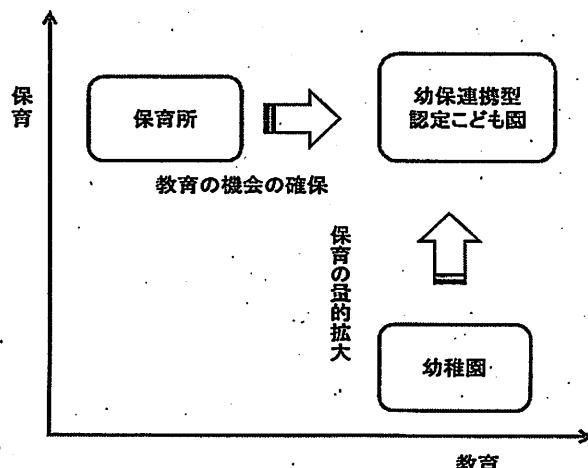
(1) 検討の基本方向

原則、すべての市立幼稚園・保育所は幼保連携型認定こども園への移行をめざす。

「学校及び児童福祉施設」としての法的位置付けを持つ幼保連携型認定こども園に移行することで、保護者の就労状況にかかわらず、子どもたちが質の高い学校教育・保育を一体的に享受できる環境整備を図ります。

【幼保連携型認定こども園のメリット】

- 認可幼稚園と認可保育所の機能をあわせもつ施設
- 保護者の就労状況等にかかわらず、質の高い教育・保育の一体的提供が可能
- 子育て相談など地域のすべての子育て家庭を支援する機能を持つ



(2) 移行方針

新制度が導入される予定の平成27年度に、市立幼稚園、市立保育所の各園を、次のとおり幼保連携型認定こども園に移行します。また、児童数がきわめて少ない山間地の園については、20人以上の定員設定が困難であり、幼保連携型認定こども園への移行ができないため、小規模保育事業（定員6人～19人）を行う施設に移行します。

同時にすべての市立園を市長（子ども未来局）の所管とします。教育委員会は、教育課程に関する基本的事項に関し市長に対して意見を述べること、市長が実施する研修に関し連携協力することなどの役割を担います。

① 市立幼稚園

幼稚園は、3歳以上の児童を対象とした幼保連携型認定こども園に移行し、これまでの幼児教育に加え、保育の必要な児童には保育を行います。

ア 幼保連携型認定こども園に移行するもの（12園）

安東幼稚園、糸田幼稚園、西奈幼稚園、安倍口幼稚園、久能幼稚園、大谷幼稚園、東豊田幼稚園、清水高部幼稚園、清水小島幼稚園、清水小河内幼稚園、清水和田島幼稚園、由比幼稚園

※当分の間、3号認定児童（保育を必要とする0歳～2歳の児童）の受入は行いません。安東幼保園は、施設改修及び3歳～5歳の児童の定員の削減が可能になった場合、0歳～2歳の児童の受入を行います。

イ 小規模保育事業を行う施設に移行するもの（2園）

井川幼稚園、清沢幼稚園

※認定こども園に準じた幼児教育・保育の内容を確保します。

② 市立保育所

保育所は、0歳から5歳までの児童を対象とした幼保連携型認定こども園に移行し、これまでの保育に加え、3歳以上の児童には幼児教育を行います。

ア 幼保連携型認定こども園に移行するもの（45園）

新富町保育園、長沼保育園、上土保育園、田町保育園、服織保育園、中糸田保育園、安倍口保育園、瀬名川保育園、服織第二保育園、安東保育園、八幡保育園、用宗保育園、小黒保育園、登呂保育園、丸子保育園、東豊田保育園、中田保育園、中村町保育園、下川原保育園、富士見台保育園、東新田保育園、広野保育園、高松保育園、清水辻保育園、清水入江保育園、清水川原保育園、清水保育園、清水駒越保育園、清水折戸保育園、清水三保保育園、清水飯田南保育園、清水飯田北保育園、清水高部保育園、清水有度西保育園、清水有度北保育園、清水西久保保育園、清水横砂保育園、清水庵原保育園、清水原保育園、清水興津南保育園、清水興津北保育園、蒲原東部保育園、蒲原西部保育園、由比入山保育園、由比保育園

※当分の間、1号認定児童（教育のみを必要とする3歳以上の児童）の定員は設けません。

イ 小規模保育事業を行う施設に移行するもの（2園）

梅ヶ島保育園、大川保育園

※認定こども園に準じた幼児教育・保育の内容を確保します。

(3) 定員設定における配慮

新制度へ向け、平成26年度中に「静岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定する予定であり、その中に市域の教育・保育の需要供給計画を盛り込むことになりますが、その際には、既存各園の教育・保育の定員設定を行った上で、供給量をとりまとめます。

市立園の定員設定に当たっては、入所児童の継続入所が可能となるよう配慮するとともに、私立園の施設形態の移行等に配慮し、柔軟に対応するものとします。（歳児別の受入割合についても、必要があれば、市立園において増減させ、私立園との調整を図ります。）

(4) 施設の適正配置等の考え方

市立園の適正配置・民営化等については、これまでも計画的に進めてきたところですが、今後は、私立園との調整も視野に入れ、さらに積極的に進めています。

対象とする園については、市全体で進めるアセットマネジメント（資産管理の考え方）の計画策定・見直しの中で検討し、静岡市子ども・子育て支援事業計画（第1期は平成27年度～31年度、定期的に見直し）にも盛り込んでいきます。

検討事項は、以下のとおりです。

- ① 近隣に複数園が所在する場合の検討
- ② 老朽化した施設又は耐震性能が劣る施設の対応の検討
- ③ 私立園との調整に関する検討

(5) スケジュール

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市立 幼稚園・保育所		移行準備		幼保連携型認定こども園 山間地以外			
				小規模保育事業 山間地			
定員設定・調整 適正配置検討 統廃合・民営化		設定 →		調整			
				検討			
				検討・実施			

4 市立園（公立施設として）の役割

新制度における市立園の役割については、施設形態とともに検討してきましたが、幼保連携型認定こども園等への移行、及び今後の適正配置等の取組みを前提として、次のような役割を担うものとします。

① 行政機関としての役割

行政が直接施設運営に携わることで、現場から得られる情報をもとに、教育・保育及び子育て支援のニーズや課題などを的確に把握し、ニーズに即した施策展開を図ります。

② 研究実践を行う役割

教育・保育及び子育て支援の研究実践を行い、私立園との連携の中でその成果を還元し、本市の教育・保育及び子育て支援の質の向上を図ります。

③ 民間だけでは対応が難しい取組を推進する役割

民間だけでは対応が難しい教育・保育及び子育て支援について、市立園が取り組みを推進していきます。

- ・山間地のニーズへの対応
- ・特別な支援が必要な児童への対応
- ・子育て困難家庭への支援
- ・小規模保育の連携園を確保できない場合の受け皿としての役割 など

④ 災害時の緊急保育への対応や避難所としての役割

災害や感染症発生などにより市内各園が臨時休園する場合には、市立園が緊急保育を実施します。また、大規模な災害発生時には、要援護者（乳幼児のいる世帯）対象の避難所として機能させます。

●静岡市人口と就学前児童の状況

1 人口と就学前児童数の推移

各年度 4月1日

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
人口(人)	717,207	715,927	714,399	712,340	709,561
就学前児童数(人)	35,321	34,908	34,579	34,659	34,555

2 市立幼稚園の園児数、充足率の推移

各年度 5月1日

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
定員数(人)	1,214	1,214	1,214	1,214	1,214
園児数(人)	790	776	741	733	738
充足率(%)	65.1	63.9	61.0	60.3	60.8

3 山間地幼稚園(井川、清沢)の児童数、充足率の推移

各年度 5月1日

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
定員数(人)	104	104	104	104	104
園児数(人)	18	13	11	11	12
充足率(%)	17.3	12.5	10.6	10.6	11.5

4 私立幼稚園の園児数、充足率の推移

各年度 5月1日

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
定員数(人)	13,460	13,170	13,170	13,155	13,155
園児数(人)	9,005	8,851	8,718	8,883	8,858
充足率(%)	66.9	67.2	66.2	67.5	67.3

5 市立保育所の園児数、充足率、待機児童数の推移(山間地含む)各年度 4月1日

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
定員数(人)	5,990	5,700	5,570	5,570	5,570
園児数(人)	5,335	5,209	5,110	5,100	5,042
充足率(%)	89.1	91.4	91.7	91.6	90.5
待機児童数(人)	10	18	11	73	72

6 山間地保育所(梅ヶ島、大川)の園児数、充足率の推移 各年度 4月1日

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
定員数(人)	90	60	60	60	60
園児数(人)	21	18	15	11	9
充足率(%)	23.3	30.0	25.0	18.3	15.0

7 私立保育所の園児数、充足率、待機児童数の推移 各年度4月1日

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
定員数(人)	5,605	5,725	5,855	5,855	5,865
園児数(人)	5,734	5,908	6,057	6,087	6,114
充足率(%)	102.3	103.2	103.5	104.0	104.2
待機児童数(人)	18	22	30	80	81

※平成25年1月の保育所待機児童数は394人

※求職中及び特定保育所のみの申込者を加えた保育需要は1,044人

●幼保連携型認定こども園とは・・・

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度導入に伴い、これまでの認定子ども園制度が改善され、幼保連携型認定こども園について、認可や指導・監督などが一本化され、幼保一体性が高められました。

幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設」としての法的位置づけを持つ一体の施設であり、認可幼稚園と認可保育所の機能を併せ持つ施設です。

保護者が働いている、いないにかかわらず、子どもを預けることができ、質の高い幼児教育・保育を受けることができます。また、すべての子育て家庭を対象に、子育て相談や集いの場の提供など子育て支援を行います。

●小規模保育事業とは・・・

子ども・子育て支援新制度で新しく認可事業として位置づけられる「小規模保育事業」は、待機児童の解消や児童減少地域での保育基盤維持など、地域の実情に応じた多様な目的に活用することができる小規模（定員6人～19人）の事業形態です。

施設や運営についての認可基準や運営基準が設けられ、それに沿って実施されるので、保育の質が確保され安心して子どもを預けることができます。